

# 階層化が進む違法コンテンツの流通とFReCsシステムを用いた実態調査

## Stratification of Illegal Contents Diffusion Function

清水利明<sup>†</sup> 鈴木香織<sup>‡</sup> 安田和史  
Toshiaki Shimizu<sup>†</sup> Kaori Suzuki<sup>‡</sup> Kazufumi Yasuda

<sup>†</sup> 東京理科大学 非常勤講師

<sup>‡</sup> 文教大学 非常勤講師

<sup>†</sup> Adjunct Lecturer at Tokyo University of Science.

<sup>‡</sup> Adjunct Lecturer at Bunkyo University of Science.

### 要旨

違法コンテンツの拡散の中心となっていた動画ストリーミングサイト（例としてYouTube）の機能を3階層に分割すると、①ビューアー機能、②アクセス機能（検索・インデックス）、③ストレージ機能であるといえる。従来の違法コンテンツの拡散は、動画ストリーミングサイトにアップロードされることが中心であり、このような①～③の機能を併せ持つプラットフォーム上にあるコンテンツの削除を行えば拡散を停止できた。しかしながら現在においては、これらの機能が複数のサイトに分割されるようになってきており、単一のプラットフォームではなく、汎用サービスを含めて組み合わせられる傾向にある。このことにより、違法コンテンツの拡散は階層化され複雑化を増しているという問題が生じている。なかでも、②のアクセス機能を担う「リーチサイト」と呼ばれるサービスについては、従来よりその問題点については指摘されてきたものの、その実態が明らかではなかった。そこで、FReCsシステムと呼ぶ動画等検出技術を用いて、リーチサイトの実態調査を行うとともに、法的側面からの考察を併せて行った。

## 1. はじめに

インターネットを通じた著作権侵害コンテンツの拡散は、未だ増大する傾向にある。特にYouTubeなど大手動画投稿サイトでは、アニメやテレビ番組が放送されるとすぐに、CMをカットされ、さらに字幕などの加工を施された状態で、投稿されるケースが後を絶たない。このような投稿サイトでは、違法投稿コンテンツ対策として、検出及び削除システムを提供することにより、実務的対応を行ってきたところである。上記削除システムは、サイトにアップロードされた動画に対して、フィンガープリント技術等の動画検出技術を用いて著作権侵害コンテンツの調査・検出を行い、削除要請を行うものであり、これまでは有効な対策手段であったといえる。

しかしながら、近年、インターネット上に広がる著作権侵害コンテンツの問題は、巧妙化・複雑化しているといえる。従来は動画等の共有サービスごとのクローリングにより検出を行うことができたが、最近では、アップロードした動画ファイル等の公開を限定できる機能が追加されてきており、このような設定がなされたファイルは、一般には公開されないことから、権利者等が外部から検索したりアクセスすることは原則的にできないこととなる。限定公開には、①ファイル毎のURLを知っている者のみが再生・アクセスが可能となるもの、②IDやパスワードを知っている者のみがアクセス可能となるものなどが存在し、非公開動画とは異なる。このような機能を利用することにより、リンクのアーカイブサイトなどを経由して違法コンテンツが拡散する事例が拡大している。

## 2. リーチサイトに関するこれまでの検討

リーチサイトとは、自身のサイトにはコンテンツ等を掲載せず、他のサイトに蔵置されたコンテンツへのリンク情報を提供し、利用者を特定のサイトへ誘導することを目的としたサイトである。リーチサイトの提供者の中には、違法コンテンツへのリンクを中心として掲載していることにより、利用者を集めて違法コンテンツへ誘導し、収益を上げているものがある。また、世界中の様々なサーバに蔵置され

ている知的財産権侵害コンテンツへのアクセスを容易にするため、それらへのリンクをまとめて掲載するリーチサイトが数多く存在し、著作権侵害コンテンツの閲覧やダウンロードを助長している。また、リンク行為自体は、単に別のサイトに飛び、ある情報に到達することを指示するに止まる限りにおいては、情報を自ら複製・送信しているものとは認められないために、一般には直接の著作権侵害には該当し難いとも考えられており、著作権者では対策に苦慮している。

これまで、知的財産戦略本部、文化庁を中心にリーチサイトの提供における事業者の法的責任について検討がなされてきた。しかしながら、リーチサイトそのものの定義についても曖昧であり、実態把握もできておらず十分な検討がなされてこなかった。

リーチサイトの著作権侵害性の有無については、直接侵害責任が問題となる場合と、ユーザの利用行為を助長している者としての責任が問題となる場合が考えられる。

本来的には、わが国の著作権法においては侵害行為の主体はあくまで侵害行為を直接的に行っているものがそれに当たると考えられる。しかしながら、市場において著作物の利用主体の行為を助長するようなビジネスモデルが提供され始めるとともに、単に著作物を直接的に利用するものが適法に著作物を利用しているかという判断以外に、それを助長する者の責任を問わなければ実質的に著作権の侵害行為を止めることが困難な状況が考えられるようになり、条文にはない著作権の間接的な利用者をどのように責任を負わせるかという問題として議論がなされている。リーチサイトは、このような直接的な利用者であるユーザとの関係において間接的にそれらの利用行為を助長するものであるが、その場合、法的責任を問えるのかということが本研究の問題意識である。また、通常のリック行為と違法コンテンツを拡散するリーチサイトがどのように異なるものなのかということについて具体的に概念を整理する必要があると考えている。

### 3. YouTube 等の動画共有サイトが有する機能の分析

YouTube 等の動画共有サイトは、①アップローダーによる動画等のファイルを保存するストレージ機能、②サイト検索やインデックス化により視聴者が目的のファイルにアクセスするエントランス機能、③サイト内のフレーム内で視聴が可能となるビューアー機能、という3つの階層の機能を有する構成を採用し、アップロードから視聴までの全ての機能が1つのプラットフォーム上で垂直統合したサービスであるということができる。

こうしたプラットフォーム上で進む違法コンテンツの拡散について、権利者は当該プラットフォーム上の検索機能を使ったり、当該プラットフォームを対象としたクローリングを行うことにより違法コンテンツを検索・発見し、後に削除申請を行うか、削除ツールが配布されている場合には削除ツールを用いて削除するのが一般的な違法コンテンツへの対応策であり、各プラットフォーム上での検索結果に違法コンテンツが表示されないように、削除対応を行うことで一定の効果を発揮してきたといえる。

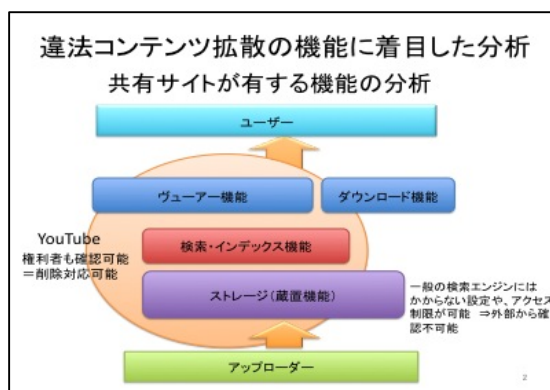


図 1

### 4. 違法コンテンツの拡散におけるサービスの階層化

しかしながら、近時、上記3つの機能のうち、「検索・インデックス機能」だけを担うリーチサイトが注目を集めている。ストレージ機能については、YouTube やパンドラ TV などの動画共有サイトや宅ふぁいる便などの汎用ストレージサービスが利用されており、蔵置されたふぁいるへのリンクを提供するリーチサイトが「検索・インデックス機能」を担う。そして、ユーザは汎用ビューアーやアプリケーション

ョンを活用することにより容易に視聴やダウンロードが可能となっている。リーチサイトはいわば、違法コンテンツ流通のハブとして機能することとなる。

このように、公開制限とリーチサイトが利用された場合、従来の削除ツールを有効に利用できないこととなるという問題がある。すなわち、リーチサイトがあることで、YouTube 内の検索にかからないように制限つきでアップロードしてしまえば、YouTube の検索システムに頼って侵害コンテンツを発見することは困難であるといえ、より深いところに侵害コンテンツを潜らせることが可能になる。

この問題が、拡散機能の階層化であるといえ、その一部分を担っているリーチサイトの問題の所在といえる。



図2

## 5. リーチサイトの類型

リーチサイトには、「検索エンジン型サイト」および「まとめ型サイト」に分けることができる。検索エンジン型サイトは、例えば「Woopie, truevo」に代表されるサービスが想定されている。検索エンジン型サイトは、システムがロボティックにクロウリングし、様々な動画共有サイトの動画をまとめて閲覧できる。「まとめ型サイト」は、アニポ、Youtube ドラマまとめ無料動画に代表されるものである。具体的には、サイト事業者が意図的に海賊版動画をまとめてインデックス化し、リンクを付けている。なお、「リンクはサイト事業者が自主的に行う場合に加えて投稿型の場合もある。



図3



図4

## 6. リーチサイトの法的責任

リーチサイトの問題については、そもそも著作権侵害に該当するかという問題がある。一般的な見解として、URL を掲載しているだけのリーチサイトは、違法コンテンツにリンクされていたとしても著作権侵害行為には直接的には当たらない。また、学説上の議論として、フレームリンクは、翻案権、同一性保持権、氏名表示権の侵害が問題となるとの議論があるが、実際にわが国の裁判例として判断されたものはなく、その違法性は明らかであるとはいえない。

また、いわゆる間接侵害や共同不法行為として、著作権の侵害責任を負う場合がある。リーチサイトは、著作権侵害コンテンツへのアクセスを容易にするなどきわめて著作権の侵害行為と密接不可分な関

係にあることから、直接的な著作権侵害行為を行っていないとしても侵害主体と擬制する余地もある。

そして、仮に、著作権侵害を問えずとも、リンク先の著作権侵害コンテンツの拡散を助長する行為として、「社会的に許容される限度を超えたもの」と評価されれば、一般不法行為としてその違法性を評価される余地も残されているといえよう。もっとも、リーチサイトの態様によっては、それ自体では「社会的に許容される限度を超えたもの」とまでは評価できない場合も考えられる。しかしながら、違法アップローダーによる著作権侵害コンテンツの拡散により共同して損害を与えた「幫助者」として、民法719条の「共同不法行為」が成立する余地も残されていると考えられる。

一方で、知的財産戦略本部インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関するWG「インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策について(報告)」は、リーチサイトが著作権侵害として認められるべき要件のイメージとして、

- (i) 当該サイト全体の性格が様々な著作権侵害コンテンツのサイトへの誘導を目的としていることが、サイトの文面や著作権侵害コンテンツへのリンクが多くを占める状態から、客観的に明らかであること、
- (ii) 当該サイトの管理者が、それぞれのリンク先が著作権侵害コンテンツのサイト或いはファイルであることを認識していると認められること、

が考えられるとし、「(当該要件に該当するような一定の行為については)現在検討が行われている著作権の間接侵害の要件や差止請求権の在り方の議論の中で当該行為の位置づけを整理していく必要がある。」(28頁)とする。

## 7. 実態調査の方法

本調査において採用した FReCs システムは、光相関アルゴリズムを利用した高速画像認識ソフトウェアを応用したインターネット上動画検索システムであり、この動画識別システムは、インターネット上の主要な動画ストリーミングサイトを巡回し、登録した動画と同一の動画がアップロードされている場合に検出するシステムである。

また、FReCs システムは、動画・画像を検索するための FReCs-images 以外に、タイトルなどのテキスト情報をキーに検索する FReCs-Lana、動画投稿サイトを対象に、動画の形と色を元に識別する FReCs-II、コミック（動画に変換されたファイルを含む）の検索に特化した FReCs-COMIC、画像や動画を一切使わず音楽情報のみで検索する FReCs-Me という派生システムがあり、これらも併用した。

そして、リーチサイトを検出するために、画像やテキスト情報を元に、直接、世界中のインターネットサイトを対象に、侵害コンテンツのリンクを掲載しているサイトを検索する「ダイレクト検索」と、侵害コンテンツを掲載・蔵置している代表的なサイトである「大手動画ストリーミングサイト」を対象に、侵害コンテンツのリンク元を逆探知する「トレーシング検索」を組み合わせることにより、網羅的にインターネット上のリーチサイトを検出した。

なお、収集するデータは、「サイト URL」、「画像 URL」、「サーバ設置国」、「サイト言語」、「サイトの収益構造」、「サイトのアクセス状況」、「リンク元・リンク先 URL」等である。

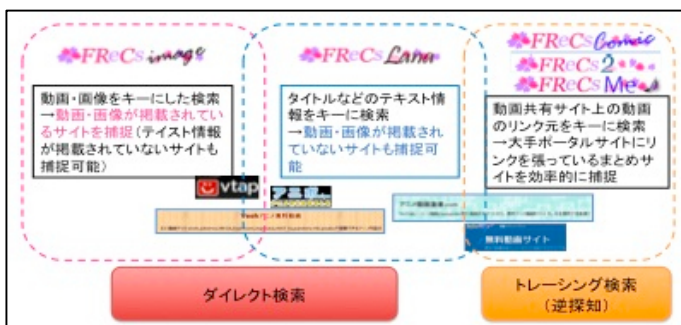


図5

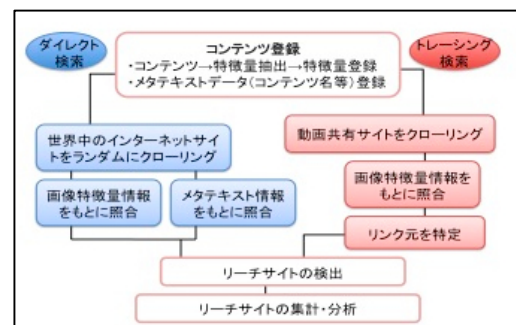


図6

## 8. 調査結果の分析結果

検索技術を用いた調査の結果、多くのリーチサイト(検索型サイト:42 サイト、まとめ型リーチサイト571 サイト)を検出した。特に検出した「まとめ型リーチサイト」を対象に詳細な分析をした結果、下記に示すような特徴が確認できた。(調査結果からの抜粋)

### (1)取り扱うコンテンツの専門性

検出したまとめ型サイト(571 サイト)をコンテンツのジャンルごとに分析すると、当該リーチサイトは、映像(テレビ放送・映画)、音楽、コミック、ゲーム、それぞれのジャンルに特化したリーチサイトとなっており、複数のジャンルを横断して、混在したリンクを掲載しているサイトは見受けられなかった。

### (2)リンク先サイトの特性

検出したまとめ型リーチサイトはリンク先サイトをユーザのニーズに合わせて、選択していると考えられる結果を示すことができた。例えば、同じ映像のジャンルでも、テレビ放送コンテンツに特化したリーチサイトの場合、そのリンク先の85%は動画ストリーミングサイトであったが、一方、映画の場合は、ストレージサービスサイトへのリンクが82%という結果となった。これは、数十分程度のテレビ放送コンテンツと比べて、映画の場合は映像の尺も長いことなどから、ダウンロードを容易にするストレージサイトが選択されていると考えられる。

### (3)サイトの属性の特徴

日本語で閲覧できるまとめ型リーチサイトの上位約67%は、ブログシステムを利用しており、中でもFC2(シェア54%)、Blogger(シェア12%)、seesaa(シェア12%)の3つのブログホスティング事業者が上位を占めた。これらのサイトに対して、集中的な検索、対応を行うことで、一定の成果を上げることが期待できることが明らかになった。

### (4)リーチサイトの収益性

約97%のまとめ型リーチサイトが広告を掲載し、アフィリエイト等による収入を得ているであろう実態も浮き彫りとなった。中には、ナショナルクライアントの関連企業の広告の確認でき、インターネット上のアフィリエイト広告の管理が今後の課題となるであろう。

(5)違法行為を助長するような機能の提供 まとめ型リーチサイトについては、詳細な調査の結果、様々な実態を把握することができた。侵害コンテンツを曜日ごとやジャンルごとに分類しインデックス表示している点やリンク切れの通報を受けるシステムを提供している点など、サイトユーザが違法行為を行うことを助長するような機能を有しているリーチサイトが多かった。

(6)リーチサイトによる侵害の拡散・拡大 一部の悪質なまとめ型リーチサイトでは自身が窓口機能を果たし、限定公開の動画へのリンクを掲載し、当該侵害コンテンツにたどりつく構図となっていることも分かった。しかも、約84%のまとめ型リーチサイトが3日以内に更新を行うなど、更新頻度が高いサイトが多いことも確認でき、リンクの掲載を絶やさないように、継続的に活動をしているサイトであることが推測できる。また、リンク先コンテンツの違法率についてサンプル調査を行った結果、100%違法なコンテンツへのリンクが掲載されていることも確認できた。侵害コンテンツへのリンクに特化したサイトであることがわかった。

そして、放送アニメ作品を対象としたサンプル調査の結果、まとめ型リーチサイトにリンクが貼られている動画の平均視聴数が、そうでない動画に比べて約62倍も多いことが分かり、まとめ型リーチサイトが様々な侵害コンテンツに対する窓口機能を果たし、侵害の拡散・拡大を助長していることが把握できた。

特に上述(5)と(6)に挙げたリーチサイトの特性は、当該サイトの違法性の高さを想起させる事例であると言える。そのような特性を持ち合わせたサイトであるにも関わらず上述(4)で示すように、ほとんどのサイトが広告によるアフィリエイト等の収入を得ていることを鑑みると、今後、当該サイトへの早急な対応が求められるといえよう。

以上